



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

近畿地方整備局	配布日時	令和元年6月13日
資料配布		14時00分

件名	建設生産物の品質確保、建設業の育成のための活動を公表します。 ～平成30年度法令違反、令和元年度活動方針の公表～
----	--

概要	<p>近畿地方整備局では、建設生産物の品質を確保するとともに、技術と経営に優れた企業が伸びることができる環境整備を図るため、建設業法令遵守に向けた取組みを公表します。</p> <p>①建設業法に基づく、平成30年度の法令違反等の件数、立入検査等の結果 (別紙1)</p> <p>②令和元年度の建設業法令遵守推進本部活動方針 (別紙2)</p>
----	---

取り扱い	_____
------	-------

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ
------	--------------------

問合せ先	国土交通省 近畿地方整備局 建政部 建設業適正契約推進官 <small>ひろおか</small> 廣岡 <small>ひでかず</small> 秀一 (内線6119) 建設産業第一課 課長補佐 <small>やまさき</small> 山崎 <small>ひろふみ</small> 博文 (内線6144) 電話 06-6942-1141 (代表) 06-6942-1071 (直通)
------	--

平成30年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動結果

1. 推進本部に寄せられた法令違反疑義情報

	平成30年度	平成29年度
駆け込みホットライン等	273件	329件
上記のうち、違反疑義情報	74件	59件

違反疑義情報の主な内容：工事請負契約書の不作成、現場配置技術者の不設置等、標識の不掲示、等

2. 建設業者に対する立入検査等の実施

	平成30年度	平成29年度
立入検査等	88件	111件

内訳：大臣許可業者 83件

知事許可業者 5件

3. 監督処分・勧告の実施

	平成30年度	平成29年度
許可取消し	0件	0件
営業停止	2件	2件
指示	3件	1件
勧告	3件	6件

営業停止：法人税法等違反 2件

指示：労働安全衛生法違反 3件

勧告：技術者の設置等について、労働安全衛生法違反について、
履行確保法違反について、

4. 講習会等建設業法令遵守に関する活動

	平成30年度	平成29年度
講習会等の開催	34回	26回
受講者数	3,711名	3,078名

令和元年度近畿地方整備局建設業法令遵守推進本部活動方針

1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集等の窓口です。その積極的な活用を促す観点から、建設企業が集まる各種講習会や研修会の場を活用し周知します。また、建設業許可通知書及び経営事項審査結果通知書を送付する際にはリーフレットを同封することにより周知します。

2. 立入検査の実施等

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的に、年間を通じて立入検査を実施します。

立入検査は、新規に建設業許可を取得した建設企業や、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、「駆け込みホットライン」等に多くの通報が寄せられる建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適切回答の多い建設企業、不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に実施します。

不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を検査対象とする場合で、その端緒が下請企業からの通報による場合は、当該検査対象企業に対し、今般の建設業法改正により、「その通報を理由として当該下請企業との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものである」とされることについて周知します。

外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受け入れに限る）については国土交通本省建設市場整備課労働資材対策室との連携を密にしながら、当該制度の適切な運営に向けて対応してまいります。

なお、立入検査の実施に当たっては、以下の各事項の内容についても周知を行い、不適切な取扱い等が確認された場合は、必要に応じ、行政指導を行います。

(1) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の周知

消費税率は2019（令和元）年10月より10%に引き上げられる予定となっていることから、下請取引において適正な税率が用いられているかについて確認するなど、消費税の円滑かつ適正な転嫁が図られるよう周知します。

(2) 下請代金の支払手段に関する周知

2016（平成28）年12月に中小企業庁が下請中小企業振興法に基づく振興基準を改正し、下請代金の支払手段に係る通達内容を見直したことを受け、2017（平成29）年3月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、下請代金はできる限り現金払とすること等を追加したことについて周知します。

特に、今般の建設業法改正により、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」とされることについて、周知します。

3. 関係法令等の周知等

2007（平成19）年に建設業法令遵守推進本部を創設されて以降、10年以上にわたって主に元請となる国土交通大臣許可事業者を対象に、立入検査等の場を通じて建設業法をはじめとする関係法令の周知及びその遵守の徹底を促してきたところですが、国土交通大臣許可業者以外の建設企業等にも同様の周知を促すことが重要なことから、近畿地方整備局建設業法令遵守本部においては、国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対する関係法令の周知等について、管内府県建設業担当部局と連携した立入検査等の場を活用することをはじめ積極的に取り組みます。

4. 建設業取引適正化推進月間の実施等

毎年11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行う機会となっているため、同月間の取組として実施する内容については、あらゆる機会を通じて周知するとともに、その広報を積極的に行います。

なお、同月間の取組として講習会等を実施するに当たっては、府県及び建設関係団体等と連携し、上記2.（1）から（2）に加え、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえつつ講習会の充実を図り、発注者や建設業者に限ることなく参加できるより実効性がある講習会にします。

5. 建設業取引適正化センターの周知

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、「駆け込みホットライン」等へ相談があった場合は、必要に応じ案内を行っているところですが、更なる利用促進を図るため、あらゆる機会を通じ、同センターを積極的に周知します。

6. 関係機関との連携等

- ① 府県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の実施や、講習会・研修会等の開催を合同で行うなど、その連携の強化に努めます。
- ② 建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催に努めます。

7. 近畿地方整備局独自の取り組み

(1) 立入検査の重点確認事項（下請業者の見積内容の尊重状況等）

建設業法の違反疑義情報に基づく立入検査の実施について、下請代金の支払や下請負人に対する指導について特別の義務が課されている特定建設業の許可を持ち、かつ多くの下請負人と関わりを持つ大手建設企業を中心に、請負金額の決定過程、下請業者の見積内容の尊重状況、賃金・法定福利費の支払状況などについて重点的に調査を行い、必要に応じて建設業法に基づく指導を行います。

(2) 「標準見積書」の活用推進

社会保険加入対策の一環として、社会保険加入に必要な原資となる法定福利費が下請取引において必要経費として適切に確保されるよう、法定福利費を内訳明示した見積書であるいわゆる「標準見積書」の活用状況や、見積において提示された法定福利費を尊重した契約締結及び支払がされているか等の状況について確認を行う等、社会保険加入を推進するため周知します。

(3) 安全衛生経費の確保に関する周知

「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知します。

(4) 建設業法令遵守活動の充実

近畿地方整備局で作成している、建設業に関する解説パンフレットである「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」及び「適正な下請契約に向けて」について、分かりやすさ見やすさなどの観点で見直しを行い、建設業法令遵守に関する活動を更に充実します。また、立入検査、講習会、研修会等の実施に当たっては、関係者の理解を深めるため、パンフレットなど分かり易い資料等を活用して、その周知活動に努めます。